(宛先) 大田区長

同意書

大田区病児・病後児保育事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める病児・病後児保育事業の利用にあたり、要綱第 12 条に定める利用料減免の適用を申し込みます。この申し込みの審査に必要な限度において、病児・病後児保育事業を利用する児童と生計を一にする保護者等世帯員の住民記録情報、外国人登録情報及び税情報等(以下「税情報等」という。)を公簿等で確認することに同意します。また、保護者等世帯員の税情報等を公簿で確認することについては、その者の同意を得ています。

年 月 日

 保護者氏名
 ®

 児童氏名
 年
 月
 日

(参考) 大田区病児・病後児保育事業実施要綱

(利用料)

第12条 利用者は、児童1人につき1日当たり次の利用料を実施施設に支払うものとする。

(1) 生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯 無料

(2) 区市町村民税均等割額のみ課税世帯 1,500円

(3) その他の世帯 2,500円